

平成25年度施策評価シート(平成24年度実施事業)

作成主管課	社会福祉課
	関係課
施策名	地域福祉
施策コード	3-3-1

総合計画後期基本計画の内容

政策体系	政策 第3章 共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり〔健康・福祉〕 小政策 3 支えあい、心がかよう福祉環境をつくります
現況と課題	近年の急速な少子高齢化、家族機能の変化、人々の価値観の多様化という社会環境にあり、地域の結びつきの希薄化、身近な住民同士の交流やコミュニケーション不足など、互いに支えあう力が弱まりつつある中で、東日本大震災では、地域での支え合いの重要性と必要性が強く認識されました。また、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待、自殺などさまざまな社会問題が増加しています。 本市では、平成20年に「笠間市地域福祉計画」を策定し、「みんなで支えあう福祉のまち」を掲げ、民生・児童委員や社会福祉協議会との連携による活動の実施、就労支援相談員の設置による自立支援事業などの生活保護制度の適正な運用を行ってきました。 今後は、自助、共助、公助の連携による地域を中心とした福祉を実現していくため、「笠間市地域福祉計画」の基本理念・目標・方針等を着実に推進し、福祉を中心としながら、産業、教育、保健、医療などの分野横断的な取り組みにより、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めていく必要があります。また、要援護者を支える地域で取り組む防災・防犯体制づくりも重要となります。
施策目標	だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を構築するため、日常生活におけるさまざまな課題に対し、自助、共助、公助の連携によって解決できる体制を整備します。

1 総合計画進行管理

市民からの意見・反応等	
-------------	--

(1) 目標指標1

市民実感度指標		H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
地域での助け合いや支え合いによる地域福祉が充実していると感じている市民の割合	市民実感度	53.350	42.540				
	加重平均値	2.543	2.421				
当施策を重要と感じている市民の割合	市民実感度						
	加重平均値						
	重要度		93.150				
	加重平均値		3.560				

(2) 目標指標2

数値指標		単位	H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
ボランティア登録団体数	目標値	団体		88	88	92	92	95
	実績値	団体	88	85				
	達成度	%		97.00				
	ベンチマーク							
ボランティア登録延人数	目標値	人		1,300	1,300	1,350	1,350	1,400
	実績値	人	1,296	1,447				
	達成度	%		105.46				
	ベンチマーク							
	目標値							
	実績値							
	達成度	%						
	ベンチマーク							
	目標値							
	実績値							
	達成度	%						
	ベンチマーク							

数値指標の考え方	指標設定の考え方	地域福祉を推進していくには、行政だけでなくボランティアの協力が不可欠であるため、ボランティア団体等を指標とした。
数値指標の考え方	目標値設定の考え方	現状値を踏まえ、毎年50名程度の増加を目標値とした。

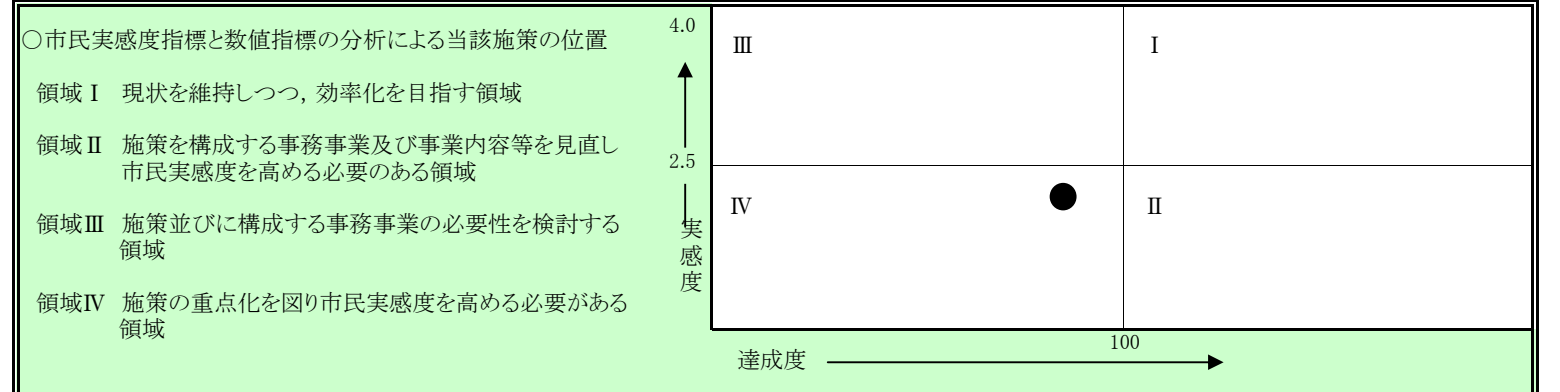
2 施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担をどう考えるか

市民の役割	市民(地域・団体・事業所)が自助でやるべきこと。共助でやるべきこと。市と協働でやるべきこと。 ・地域福祉活動に積極的に参加する。 ・積極的にボランティア活動に取り組み、地域社会に貢献する。 ・援助を必要とする人を地域内で支えるよう努める。
行政の役割	市がやるべきこと。県がやるべきこと。国がやるべきこと。 ・他市町村のサークル活動などの情報提供を密にし、サークル活動の充実拡大を図る。 ・安心して活動できるよう、ボランティア活動保険の加入促進や資金面などの支援をする。 ・サークル間の連絡調整を行う。

3 平成24年度の取組状況

取組状況等	取組み内容と成果、成果が得られた要因として考えられること。 ・社会福祉協議会補助事業、地域ケアシステム推進事業、民生委員事業、第2次地域福祉計画策定事業等に取り組み、地域でのささえあいの重要性と必要性を認識した。
-------	---

4 施策の評価(現状分析)



達成度評価	指標を分析した結果施策目標は達成されたのか ・ボランティア登録団体数については、目標値に対し実績値はほぼ100%に近い数値を残している。内訳として、高齢者への支援を活動分野とするものが56団体と最も多く、次いで障がい者関連が18団体、その他のサークル活動が9団体となっている。また、ボランティア登録延人数については、1,447人と目標値を大きくオーバーしている。
-------	--

構成事務事業の適正性	施策目標を達成するための手段(事務事業)の構成は妥当か ・自助・共助・公助の連携による地域を中心とした福祉を実現していくため、「笠間市第2次地域福祉計画」に基づくボランティアサークル活動(高齢者・障害者・幼児・児童)を含めた事業構成は、妥当と考える。
------------	--

残された課題	平成25年度以降に残る課題、その要因として考えられること。 ・ボランティア活動者が総じて高齢化し、活動もマンネリ化しがちである。 ・新しくボランティア活動に加わってくる若年者が少ない。
--------	--

5 今後の方向性

取組方針	平成26年度に向けた施策方針 ・リーダーの研修会や他市町村のサークル活動などの情報提供を密にし、サークル活動の充実拡大を図る。 ・若年者が興味を持つ学習会や体験活動等を実施し、新たなボランティア活動の担い手の育成に努める。
------	---

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果				補助区分	事業費(千円)			貢献度評価		
			成果指標	単位	平成22年度	平成23年度		平成24年度	平成22年度	平成23年度		平成24年度	
1	社会福祉協議会補助事業	社会福祉事業法に基づき設置された、社会福祉を目的とする事業の企画・実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整・助成等を講ずることにより地域福祉の推進を図る。	政策的事業	福祉センター利用者数	人	27,752	28,551	22,077	市単	87,935	88,056	82,318	1
2	いこいの家はなさか運営事業	住民の健康増進や地域の交流など住民の癒しの場として便宜を総合的に供与し、もって福祉の増進を図る。	政策的事業	利用者数	人	63,489	74,480	71,825	市単	29,600	29,600	29,600	8
3	地域ケアシステム推進事業	在宅の高齢者や障害者等の全ての要援護者に対して、最適、効率的かつ確実な保健・医療・福祉の各種在宅サービスを提供するため、対象者一人ひとりについて「在宅ケアチーム」を組織し、地域社会全体で取り組む総合的なケアシステムの構築を進め、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを推進する。	政策的事業	相談件数 在宅チーム数	件 件	1,887 56	1,540 72	2,209 89	県補助	19,725	21,697	20,927	1
4	民生委員事業	民生委員がその職務に関し、相互の研究と向上に努めるとともに、福祉事務所やその他の関係機関と緊密な連携を保ち、もって地域社会の福祉増進に資する。	政策的事業	定例会出席率	%	93	94	95	市単	7,761	9,104	8,340	3
5	遺族会関係事業	英霊の顕彰と戦没者遺族の相互扶助と平和な郷土建設に貢献する。会員の高齢化が年々進むなか、悲惨な戦争を二度と繰り返さないため、後世に継承する。	政策的事業	市戦没者追悼式参列者数	人	373	395	393	市単	1,292	1,291	1,461	12
6	保護司会関係事業	犯罪者の更生保護及び犯罪予防の活動を促進し、健全明朗な青少年育成に寄与する。	政策的事業	社会を明るくする運動参加者数	人	322	374	219	市単	992	882	1,212	10
7	行旅死亡人等取扱事業	行旅中に病気等で倒れ、入院治療を要する状態に陥ったが、療養の方法がなくかつ、救護者のない者や、行旅中に死亡し、引取者のない者、住所、居所、若しくは氏名が知れず、かつ引取者のない死亡人に対し、その所在地市町村が救護する。	義務的事业	行旅病人・死亡人取扱件数	件	0	2	0	県補助	554	554	554	義務的事业
8	戦傷病者等援護事業	戦没者等の遺族に対し、国として年金給付の受給権者が死亡した等により、いない場合、残された遺族に対し特別弔慰金を支給する。また、戦傷病者特別援護法に関する更生医療・補装具に関する事務が、平成23年度より県から権限委譲された。	義務的事业	戦傷病者給付金・弔慰金対象者数	人	59	38	38	—	—	—	—	義務的事业
9	住宅手当緊急特別措置事業	根拠法令に基づき、離職者で経済的に困窮し、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保、支援を行う。	義務的事业	住宅手当受給者数	人	35	27	22	県補助	5,114	3,732	2,248	義務的事业
10	日本赤十字社事業	日本赤十字社からの依頼により、5月を赤十字社員増強運動月間として、各区長・班長の協力により、一般家庭一戸500円以上をお願いしている。又、市内法人を対象に特別社資の協力を行っている。	政策的事業	奉仕団活動のPR・充実	回	—	31	15	—	—	—	—	8
11	災害見舞金・弔慰金支給事業	被災した方への当面の生活費の支援として、見舞金を支給する。	政策的事業	被災者に対する迅速な支	円	400	350	350	市単	400	350	350	5
12	東日本大震災対応事業事務事業	東日本大震災における震災被害者に対する見舞金の支給等	義務的事业	見舞金の未請求者数の把握・解消	人	—	155	3	県補助	—	30,958	11,030	義務的事业
13	生活保護給付事業	生活保護法の規定に基づき、国及び地方自治体が経済的に困窮する国民に対して最低限度の生活を保証するため保護費を支給する制度。実施機関は都道府県および市福祉事務所であり、その事務は法定受託事務である。	義務的事业	生活保護受給者	世帯	490	499	509	国県補助	1,047,950	1,032,072	1,100,690	義務的事业
14	生活保護適正化事業	生活保護の適正な実施を目的として、レセプトの点検、医療要否意見書の審査、扶養義務者及び関係機関等の調査等を実施する。就労支援相談員を活用した就労支援事業により、稼働可能な受給者の自立を支援する。	義務的事业	レセプト点検による医療扶助過誤調整額 就労支援事業による保護廃止や増収等	円 人	-3,034,202	-4,202,244 7	-6,516,368 17	国県補助	14,868	2,900	3,426	義務的事业
15	地域自殺対策緊急強化交付金事業	ゲートキーパー養成研修を実施し、地域での自殺防止対策を推進する。街頭啓発キャンペーンを実施し、自殺防止の推進と事業活動について広く周知する。	政策的事業	ゲートキーパー	人	—	58	60	県補助	181	2,202	276	10
16	第2次地域福祉計画策定事業	平成20年3月に「みんなで支えあう 福祉のまち かさま」を基本理念とした「笠間市地域福祉計画」を策定したが、5か年の計画期間が終了することから、国や県の動向を踏まえ、計画の見直しを行い、新たに「笠間市第2次地域福祉計画」を策定する。	計画策定事務	策定委員会開催回数	回	—	—	5	市単	—	—	485	3
事業費合計										1,216,372	1,223,398	1,262,917	

シート1 施策構成事務事業目的直結度評価

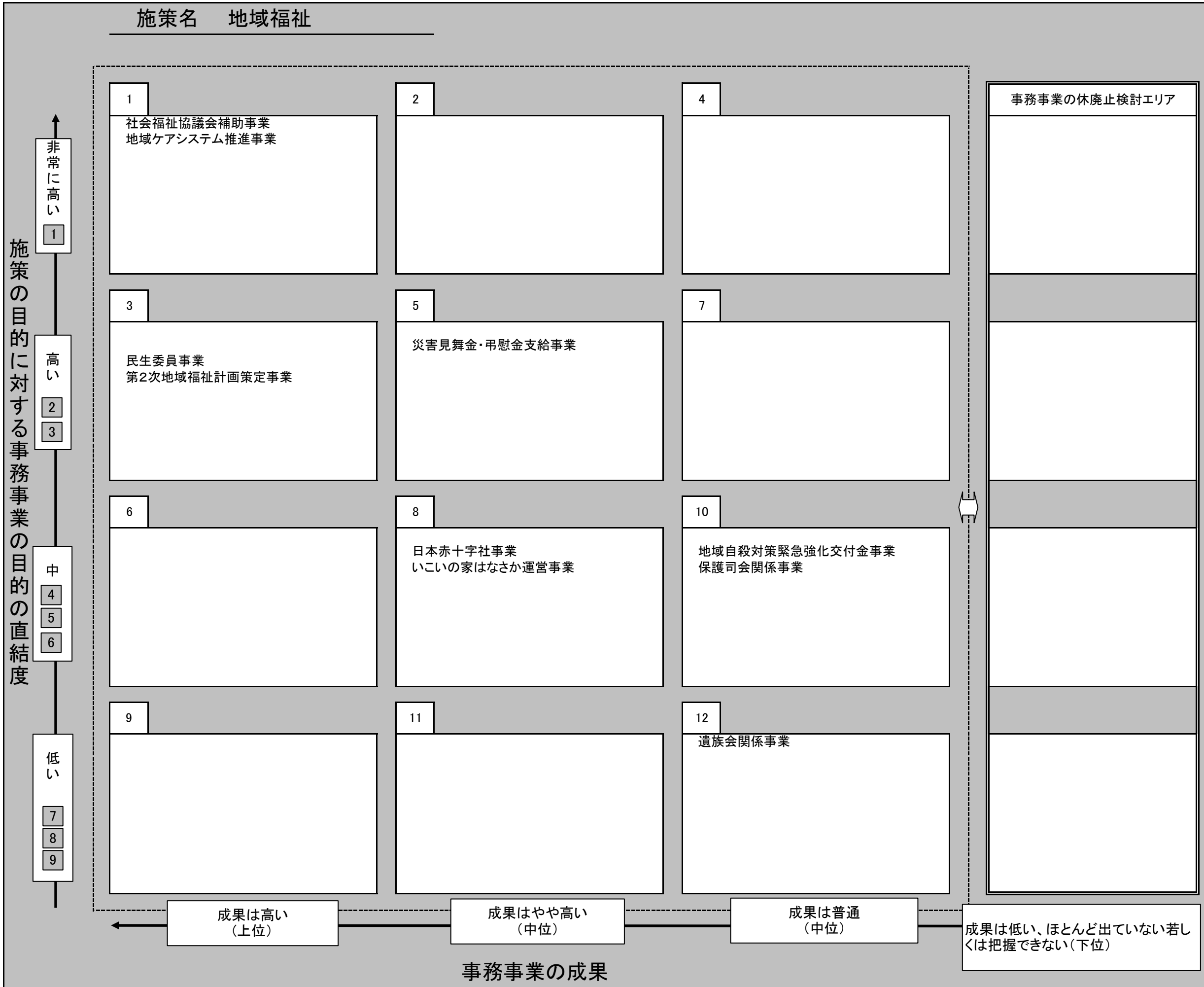
施策名 地域福祉



- 法定受託事務(義務的事業に分類)
- 行旅死亡人等取扱事業
 - 戦傷病者等援護事業
 - 住宅手当緊急特別措置事業
 - 東日本大震災対応事業事務事業
 - 生活保護給付事業
 - 生活保護適正化事業

シート2 施策構成事務事業貢献度評価

施策名 地域福祉



- 法定受託事務(義務的の事業に分類)
- 行旅死亡人等取扱事業
 - 戦傷病者等援護事業
 - 住宅手当緊急特別措置事業
 - 東日本大震災対応事業事務事業
 - 生活保護給付事業
 - 生活保護適正化事業